

1 内容

本人確認をするための書類の例示から、国民健康保険被保険者証の記載を削除するもの。

新	旧
(確認及び申告) 第 11 条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、<u>運転免許証等</u>の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。	(確認及び申告) 第 11 条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、<u>運転免許証、国民健康保険被保険者証等</u>の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

2 施行期日（公布日）

令和 7 年 3 月 24 日